

都城市防犯灯設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内における防犯灯の設置を促進し、夜間の犯罪、事故等の危険を防止するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う自治公民館等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における犯罪及び事故等の危険を防止するために街路等に設置され、日没から日の出まで道路を照らしている電灯その他の設備をいう。
- (2) 自治公民館等 自治公民館、自治会、防犯組合その他これらに類する地域組織で、防犯灯の設置及び維持管理を行うことのできる団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自治公民館等とする。

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、補助対象経費等は、別表に定めるとおりとする。

附 則

一 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月19日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月14日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	設置に係る補助金			維持管理に係る補助金		復旧に係る補助金
補助対象経費	小柱の設置に係る工事費。ただし、建替えの場合は、設置後5年以上経過したものに限り。	LED灯の新設工事費	LED灯へのブラケット取替工事費	10ワット契約に係る電気代。ただし、当該年度の4月1日現在で使用しているものに限る。	10ワットを超える契約に係る電気代。ただし、当該年度の4月1日現在で使用しているものに限る。	防犯灯の復旧に係る全ての経費。ただし、市長が認めた災害等の場合に限る。
補助金の額	15,700円以内 (1本当たり)	5,800円以内 (1灯当たり)		1,400円 (1灯当たり)	1,700円 (1灯当たり)	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
申請に係る添付書類	(1) 工事設計図の写し (2) 電気ご使用申込書お客様控（ブラケット取替えについては、契約内容に変更があったときに添付） (3) 工事代金の領収書の写し (4) 設置場所の詳細図 (5) その他市長が必要と認める書類 ※(1)から(4)までの書類を提出できない場合は、工事内容を証明できるもの			補助を受けようとする年度の4月分の電気料の領収書の写し等		(1) 工事設計図の写し (2) 領収書の写し (3) 設置場所の詳細図 (4) その他市長が必要と認める書類 ※(1)から(3)までの書類を提出できない場合は、工事内容を証明できるもの
申請の期限	事業終了後3か月以内又は会計年度末のいずれか早い期日			当該事業年度の9月末日		事業終了後3か月以内又は会計年度末のいずれか早い期日
支払方法	確定払			前金払		確定払